

広島市告示(佐伯区)第42号
令和7年4月21日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年4月21日から同年5月5日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の 種 類	路 線 名	変 更 区 間	旧 新 別	敷地の幅 員	敷地の延 長
市 道	佐 伯 5 区 59 号線	佐伯区湯来町大字和田 字上竹原 798 番地 7 地先から	旧	メートル 3.30～ 14.70	メートル 132.50
		佐伯区湯来町大字和田 字向吉 1438 番地 3 地先まで	新	メートル 8.00～ 26.40	メートル 132.50